第6期地域福祉実践計画

~みんなで暮らしを支え合う福祉のまちづくり~

【令和6年度~令和11年度】



(蘭越町の田園風景)

令和6年3月策定

社会福祉法人 蘭越町社会福祉協議会

我が国においては、「高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭」と対象者ごとに社会保障制度が整備される中、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えた地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備が進められております。

しかし、近年、日本の人口は減少局面を迎え、2065年には総人口が9,000 万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている一方で、長引く 景気低迷の中で少子高齢化、核家族化など家族で支え合う機能が低下し、地域住民の 様々な課題が顕在化してきました。

また、コロナ渦による生活様式の変化に伴い、人と人のつながりや地域のつながりが一層遠のき、蘭越町においても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「共助」の取り組みが益々重要になってきております。

そのような中、蘭越町社会福祉協議会では、昭和60年に第1期地域福祉実践計画を策定以来、平成30年度から令和5年度までの第5期地域福祉実践計画まで、その時代の福祉ニーズに沿って、地域住民、行政、関係機関、ボランティアや福祉団体と連携し合って計画を策定し、具体的な事業を展開してまいりました。

今回の第6期地域福祉実践計画策定にあたっては、蘭越町で策定する「第4次地域福祉計画」と連携しながら、あらゆる生活課題の対応と地域のつながりの再構築進めるため、日常生活自立支援や生活困窮者自立支援など既存の相談支援体制の充実を図り、生活全体を捉えた包括的な支援に努めてまいります。

さらには、「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを継続的に取り組んでいくことが必要であり、住民一人一人が協働し、日々ともに支え合って楽しみや生きがいを見出し、生活上の様々な困難を抱えても社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会の実現を目指すものであります。

これまでと同様に、地域福祉推進に向けて全力で取り組んで参りますので、引き続き、地域住民の皆様をはじめ、蘭越町並びに関係機関、福祉団体等の多くの皆様の御理解と御支援をお願いしたいと存じます。

令和6年3月

社会福祉法人 蘭越町社会福祉協議会 会長 難 波 修 二

I.「第6期地域福祉実践計画」策定にあたって

実践計画策定の趣旨・方針

(1) 地域福祉実践計画とは

「地域福祉実践計画」は社会福祉協議会が地域福祉の推進及び実践する中核団体として、多様化する様々な課題に対する今後の対応方針及び活動方針を定め、町民・ボランティア・福祉団体などとの協働をもとに実践する具体的な行動の「指針」です。これまで「第1期実践計画(昭和60年~平成1年度)」から「第5期実践計画(平成30年~令和5年度)」まで展開してまいりました。

引き続き、福祉を取りまく環境の福祉課題・生活課題に対応するため「第6期実践計画(以下、第6期計画という。)」がスタートします。

(2)計画策定の目的

町民「だれもが・いつでも・どこでも」住み慣れた地域で個人が人として尊重され、隣近所の人々と温かい絆を保ち、地域の一員として認知されながらみんなで支え合い、笑顔で安心して暮らしていける地域社会を望んでいます。

地域には、少子高齢化が進む中でひとり暮らしの人や高齢者世帯・身体の不自由な人・ひきこもりの人、更には高齢者や児童に対する虐待やひとり暮らし高齢者の 孤独死防止問題も顕在化してきています。

一方で、地域には心の温かいボランティアの方々や貴重な経験・知識や技能を持った人がたくさんいます。こうした地域の人々が心をひとつにして、「住みよいまちづくり」をめざし、みんなで考え、みんなで支え合い、みんなで解決していく、そんな地域のネットワークづくりに向けた一人ひとりの地域福祉活動が強く求められています。

第5期の計画では、「みんなの暮らしを丸ごと支える福祉のまちづくり」を基本目標として、福祉を取りまく環境の福祉課題・生活課題に対応するため、地域活動の推進に努めてきました。この様な状況を踏まえて「第6期計画」はこれまでの計画を評価・検討して継承しながら「みんなで暮らしを支え合う福祉のまちづくり」をめざすことを目的とし、地域福祉を実践するための「指針」とします。

(3) 計画策定の背景

1)「第5期計画」の継承・発展

人口の減少とともに高齢化・少子化が進行する中、景気・所得低迷の影響などにより町民生活に様々な課題が生じています。

特に、地域福祉を支える活動の担い手不足や身近な地域でのつながりの希薄化なども指摘され、住民・行政、関係機関が連携・協働しながら「地域の福祉力」を高揚していくことがこれまで以上に必要不可欠となっています。

この様な現状から、これまでの推進・実践状況を検証し、これを継承・発展させ、 「みんなで暮らしを支え合う福祉のまちづくり」をめざすのが「第6期計画」です。

2)「第4次蘭越町地域福祉計画」との連携・位置づけ

蘭越町(行政)が策定する地域福祉計画は、社会福祉法に規定された福祉の理念を 具体化させるための基盤を整備する地域福祉推進の総合計画です。

町においては、第1次「蘭越町地域福祉計画」を平成18年3月に策定、第2次「福祉計画」を平成23年3月策定、現在、第3次「福祉計画」を平成30年度から6年間の計画を終了し、第4次の計画を作成しております。

一方、社協が策定する実践計画は、民間の地域福祉活動の行動計画と社協の基盤強化計画という2方面から策定し、「蘭越町地域福祉計画」と連携します。

従って、行政・社協は、対象とする分野の設定の仕方は解決の手法で異なる面もありますが、同じ地域で「地域福祉のまちづくり」をめざす観点では相当の分野で協働します。

蘭越町の「地域福祉計画」と社協の活動指針である「実践計画」が町内における福祉課題の認識を共有し、めざす内容の整合を図りながら町と社協が連携、協働し、役割分担をする中で効果的に地域福祉を推進します。(関係図のとおり)

3)役割分担

地域の中に存在する多種多様な福祉課題や生活課題に対して、それぞれが地域全体でどう受け止めて、共通課題としてどう対応していくか十分な検討をしていきます。 このような地域課題に対応していくために、地域住民・行政・関係機関・関係団体等の協働関係を再構築し、それぞれの立場において役割を分担します。

また、社協のおかれている現状から、財源や実施体制などの整備は一定の限界があります。社協自ら実施主体となることにとらわれず、これまでの蓄積してきた地域福祉活動の実績を踏まえ、地域の福祉課題に対する各層からの参加と協働を呼びかけ組織化し、社協は実践活動をサポートしていく推進役・調整役としての機能を発揮することが地域の福祉力を高めるものと思われます。

連携・協働・役割分担

次のとおり役割分担を明確にしながら、社協の存在感を促進し、これらの策定過程で 浮かびあがった課題は地域全体で共有し、地域の特性に合わせた利用者支援の方策が より多く盛り込むため、地域福祉懇談会で各ボランティア支部や地域ふれあいネット ワーク活動と連携・協働しあい仕組みづくり、基盤づくりを推進します。

(4) 計画策定の組織

この策定の組織は、蘭越町社会福祉協議会福祉部会員及び総務部会長並びに蘭越町 社会福祉協議会会長が指名した町民や行政福祉関係者の9名で構成する「第6期地域 福祉実践計画策定委員会」を設置、これまでの実践課題を整理し策定に取り組みまし た。

(5) 計画期間

この計画期間は「第4次蘭越町地域福祉計画」と整合を図り、令和6年度(202 4年)から令和11年度(2029年)までとします。

- ① 第1期実践計画 昭和60年度~平成01年度
- ② 第2期実践計画 平成05年度~平成14年度
- ③ 第3期実践計画 平成18年度~平成19年度(平成22年度まで延長)
- ④ 第4期実践計画 平成23年度~平成27年度
- ⑤ 第5期実践計画 平成30年度~令和05年度
- ⑥ 第6期実践計画 令和06年度~令和11年度

(6)計画の進行管理

第6期実践計画を実効性のあるものとして行くため、社協理事会において事業及び 財政執行の実施状況を点検・評価をし、評議員会に諮り適宜修正・見直しを行います。

Ⅱ. 社協のめざす地域福祉

(1) 社会福祉協議会(社協)とは

社会福祉協議会は、社会福祉法(第109条)に基づき設置された地域福祉の推進 を図ることを目的とした民間の社会福祉法人で、全国の市区町村・都道府県に設置さ れています。

平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉を推進する中心的な団体として 位置づけられています。

地域で生活する町民をはじめ、行政機関・ボランティア、福祉団体・関係機関などの参加と協力のもと、ノーマライゼーションの考え方の定着を図るとともに、地域の人々が安全で安心して生活できる福祉のまちづくりをめざして、これまで以上に各種福祉サービスの提供や相談活動、ボランティア活動の支援など社協のめざす様々な福祉活動を推進してまいります。

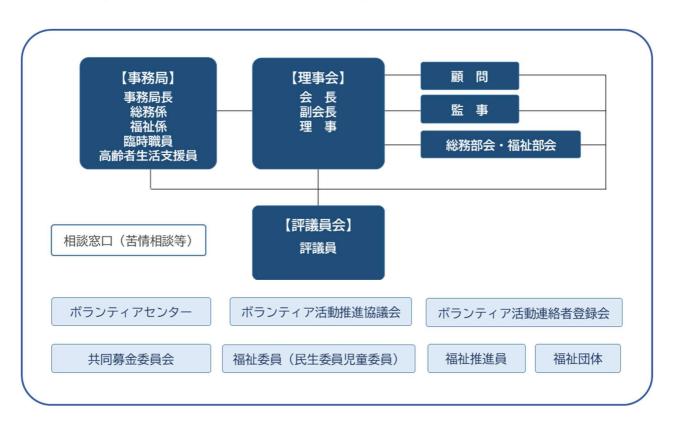
(2)地域福祉の推進とは

地域福祉とは、「地域で生活するあらゆる人たちが、地域社会の一員として参加し、 自分らしく生きるような地域社会をつくる」ための地域全員の取り組みです。

生活には、いろいろな課題(生活課題)があります。その課題をよく見、よく考えて、解決に向けて私たち自らが積極的に取り組む(これを「自助」或いは「共助」といいます。)ことで、地域福祉を着実に推進させることができると言えます。

(3) 蘭越町社協組織体制

◇創立:昭和26年05月 ◇法人設立:昭和51年12月



社協の経営は、理事がその責任を持ち、評議員が組織の議決機関として位置づけられていますが、上記の個人・団体を代表する人々が評議員として社協に関わることとなります。

社協の理事会・評議員会は、地域住民や社会福祉施設・団体、当事者組織、ボランティア・NPO団体等、地域福祉を進める様々な人たちが集まり、地域福祉の方向性や社協の基本方針などを検討する重要な役割を待っています。

◇社協の実施する事業

社協の事業は、極めて幅広いものですが、次のように4つの部門に分けて考えることができます。

【法人運営部門】

事業全体の管理、総合的・計画的な事業執行を行うための組織管理

【地域福祉活動推進部門】

住民参加による地域福祉、福祉のまちづくり、ボランティア活動、町民活動等の推進

【福祉サービス利用支援部門】

福祉サービス利用にむけての支援

【在宅福祉サービス部門】

介護保険・支援費制度、その他の在宅福祉サービスの実施

施策の体系

協働

第6次蘭越町総合計画

奥二セコの緑と穏和と自立のまち"蘭越" ~すべての住民と誇りを次代へつなぐ~

(令和2年度~令和11年度の10年間)

第4次蘭越町地域福祉計画

(令和6年度~令和11年度)

蘭越町高齢者保健福祉計画 第9期後志広域連合 介護保険事業計画

(令和6年度~令和8年度)

第5次蘭越町障がい者計画

(令和3年度~令和8年度)

第7期蘭越町障がい福祉計画第3期蘭越町障がい児福祉計画

(令和6年度~令和8年度)

第2期蘭越町 子ども子育て支援事業計画

(令和2年度~令和6年度)

第6期地域福祉実践計画

(令和6年度~令和11年度の6年間)

〜基本理念〜 みんなで暮らしを支え合う 福祉のまちづくり

基本目標

①地域住民の参加・交流を促進

②生活課題の発見・支援の推進

③ボランティア活動・ ボランティア育成の推進

④地域づくりのための 組織強化・支援推進

計画期間

平成 令和

	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
蘭越町			第2 次				第4次				,	
蘭越町地域福祉計画	第3次				51 000							
蘭越町社会福祉協議会		 第5期					第6期					
地域福祉実践計画	第2 别 第)	j				

※計画期間は、2024年度【令和6年度】~2029年度【令和11年度】までの6年間とする。

基本目標 ① 地域住民の参加・交流を推進

地域とのつながりが希薄になると孤立になり、抱えている問題が見つけにくくなるため、社会 参加を促し、交流の場(サロン)の整備をすることにより、仲間づくりや地域の活性化に繋がる よう努めてまいります。

また、福祉団体の会員減少が顕著に進んでいるため、地域福祉懇談会や各種行事等での呼びかけやPRを強化し、引き続き各団体への支援について継続してまいります。

	1	みんなが気軽に集えるサロンの推進
実	2	地域住民等と交流する場及び手段の確保
践項	3	健康づくり活動の支援・推進
目	4	福祉関係団体に対する運営支援と協力
	5	介護予防・日常生活支援総合事業の支援・推進

実践事業			中間目標			最終目標				
		ヘルルサホ	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11		
	文川の場(リロノ)及び店場所フトリ又接て罡川			E流場所(⁻	サロン)の					
1	ふれあ	らいネットワーク事業の推進	検討		£ W		折たな交流場 ┲	易所(サロ		
	いさいさ先ば土揺声器の利用/0/4			\ ネットワ·	ーク事業へ	ン)の開拓				
-			訪問活動							
		ポーツ大会・室内レクリエーション交流会開催 		a祉団体等/	へ参加周					
2	福祉ま 	きつりの開催	知、内容の			▶継続				
	敬老事	『業の支援(敬老旗の貸出し)	・新会員加	1入の呼び7	かけ					
	室内レ	·クリエーション用具の貸出し	・レクリエーション	グ用具の貸む	#1.PR					
	ラジオ				ロロFK のつながり	• 継続				
3	子ども	 と高齢者等のふれあいスポーツの実施	の確保	,						
		・ ・ ・ ・ さスポーツの推進・ ・ 支援	・高齢者 <i>の</i>)健康や生	きがい増進					
		団体の支援								
			・新会員 <i>の</i>)発掘や支持	爱の継続	• 継続				
4	研修会 	等【全道・後志】の参加及び開催支援 	・研修会へ	・研修会への積極的参加促進						
	ゲート	・ボール・グラウンドゴルフ大会の支援								
	介護予	5防事業の支援・推進								
	地域福	副祉懇談会の開催	・各地域や	ッ学校へ訪!	問等の実施					
5	出前福	副祉講座の開催		いての知言		• 継続				
	総合的	 対学習事業の開催(小中学生対象)	社協のPR							
		防に資する地域活動を行う組織の育成・支援								
			<u> </u>							

基本目標 ② 生活課題の発見・支援の推進

少子・高齢化進行の増加、核家族化や過疎化等により、地域における課題が複雑化・複合化するなどこれまでと生活形態が大きく変化しています。

支援が必要な方への弁当配食や福祉機器貸出しの更なる利用の促進や、日常生活自立支援事業のほか、生活サポートセンターの運営、生活困窮世帯に対しての相談対応や各関係機関との情報 共有と連携強化や送迎サービス等の安全な運行により一層努めてまいります。

	6	見守りネットワーク事業への支援・協力
実	7	買い物、通院等に係る移動手段の整備・推進
践項	8	在宅生活に必要な福祉サービス事業の充実・推進
目	9	日常生活自立支援体制や権利擁護事業の整備・推進
	10	離職者及び一時的生活困難となった方への支援

実践事業			中間目標		最終目標			
	見守り支援及び見守り体制整備		令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	
6	見守り支援及び見守り体制整備 福祉推進員の設置推進 高齢者見守りネットワークとの連携 生活支援整備事業	のPR活動	動の継続 委員の未設置 委員の活動3		• 継続			
7	外出支援事業の支援 買い物送迎サービスの実施 病院移送サービス事業受託 住民による病院移送サービス事業の検討 福祉有償運送事業所の運営	ンターネッ	用の促進、』 ト等PRの強化 行送迎による	Ľ	• 継続			
8	訪問理美容の事業の受託 福祉除雪サービス事業の実施 夕食弁当の配食支援 福祉機器貸出し事業 電話サービス事業受託 高齢者優待制度事業(シルバカード)の展開		に向けた周タ インターネ չ		• 継続			
9	生活サポートセンターの運営 法人後見事業の運営 日常生活自立支援事業受託	・相談支援 ・PR活動と 及び連携強	関係機関との	の情報共有	• 継続			
10	愛情銀行資金貸付事業 冬期資金貸付事業 生活福祉資金貸付事業受託 生活困窮者自立支援事業所との連携	・相談支援 ・PR活動と 及び連携強	関係機関との	の情報共有	・継続			

基本目標 ③ ボランティア活動・ボランティア育成の推進

ボランティアセンターの事業運営と機能強化し、ボランティア推進協議会と連携を取りながら、地域住民のボランティアに対する理解と関心を深め、組織の強化や機関紙の発行、新たなボランティア人材発掘にも努めてまいります。

また、赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい運動により、地域福祉活動への有効活用ができるよう継続してまいります。

	11	ボランティアセンター機能の充実
実	12	住民の福祉ボランティアの意識啓発
践項	13	収集等ボランティア実践の推進
目	14	除雪ボランティア体制づくりの推進
	15	ボランティア活動等に参加しやすい地域づくりの推進

	<u> </u>	中唯审器		中間目標			最終目標			
		実践事業	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11		
	ボラン	·ティアセンター事業運営・機能強化	(P (dd) -) vie	1-1-27-24						
11	ボラン	ノティア活動推進協議会の設置運営	・組織の適 ・コーディ	切な連宮 ネーター配詞	置の継続	· 継続				
	ボラン	yティアコーディネーターの配置 								
	福祉才	ボランティア活動の推進・支援・募集	。实坦沃動	者の発掘や.	人士及伊					
	福祉旅	設ボランティアの充実		もの光掘や. ィア事業の						
12	ボラン	ノティア養成講座の開催	場所の確保							
	ボラン	ティアによる病院移送サービスの検討	・ボランテ 討	ィア移送サ [.]	ービスの検					
	介護予	防に関する活動のボランティアの人材育成								
	収集オ	[、] ランティア活動の支援	・収集や機器の受入れ							
13	リサイ	(クル福祉機器の受入れ	・活動者へポイントの付与 ・共同募金運動や歳末たすけあい			• 継続				
13	福祉ボ	ランティア活動者へのポイント制度の充実								
	赤い羽	羽根共同募金運動の展開	運動の展開	強化						
	地域院	全まれる またな またま	・ボランテ	ィア人材確介	保のための					
14	男性院	拿ボランティアの充実	工夫			•継続				
	高校生	E除雪ボランティアの充実	・高校生除	雪ボランテ	ィアの継続					
	ボラン	ノティア研修会の開催や参加								
	ボラン	ノティア交流会の開催		情報収集や	開催					
15	ボラン	ノティア広報紙の発行	・活動者の情報交流 ・広報紙発行による活動PR		• 継続					
	学童生	Ε徒ボランティア推進校の支援		団体等への						
	ボラン	yティア活動者及び団体の支援								

基本目標 ④ 地域づくりのための組織強化・支援の推進

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間 組織です。組織の体制強化や地域の皆様の多様な福祉ニーズに応えるため、行政と連携し、創意 工夫をこらした「福祉のまちづくり」の実現を目指してまいります。

また、各施設や子ども会等への支援や令和4年度に策定した「蘭越町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の検証、関係機関と連携強化を図るよう努めてまいります。

	16	社協組織・事業運営体制の強化
実品	17	自然災害等に対する環境づくりや要援護者の支援体制整備
践項	18	介護や住まい等に対する環境づくりの整備
目	19	福祉施設への支援
	20	みんなが安心して生活できる体制づくりの支援・推進

				中間目標		最終目標			
		実践事業	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	
	理事会	会・評議員会の開催							
	監事会	会計監査の実施		向上を図り、	法人運営				
16	社協広	伝報紙及びPR紙の発行	の更なる充・広報紙や	実 ホームペーシ	び笑での情	• 継続			
	相談体	は制の充実	報発信を図		A COM				
	行政や	P関係機関との連携							
	災害救捷	爰活動の支援に関する協定の継続(町・道社協)							
17	災害時	寺のボランティア体制整備	・マニュアルの検証(役割分担 等)や炊き出し等の訓練			/b/ //±			
11	災害ボ	゙ランティアセンター設置・運営マニュアルの検証		田し寺の訓練 関との連携強		- 継続	邓 华 羽飞		
	福祉委	員【民生委員】と福祉推進員との連携							
	介護教	枚室の開催							
18	介護等	による福祉機器、住宅改修の相談・支援		・福祉活動の理解促進 ・相談支援の推進		 ・関係機関との活用について連携			
10	救急图	医療情報シートの作成支援及び配布		の推進 やPRの工夫		を図る			
	終活(エンディング)ノート作成支援及び配布							
	福祉旅	を設体験学習の開催	£ 1/ -= £		_				
19	高齢者	皆福祉施設・児童福祉施設への支援	・・・ボランティア活動の継続			・継続			
	高齢者	首生活福祉センターへの支援							
	子ども	5会事業の支援			_			_	
	感心な	く 子どもさんの表彰	334 L .L. 64 -	DD (~ 1/4 DD · · ·	- \ #-				
20	母子・	父子家庭等の自立支援		関係機関との へ継続したst	. —	• 継続			
	高齢者	音事業団活動への支援	11111		~~~				
	高齢者	管害者交通事故防止活動の支援							

蘭越町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定状況

①第1期実践計画【5年間】

②第2期実践計画【10年間】

③第3期実践計画【5年間】

④第4期実践計画【5年間】

⑤第5期実践計画【6年間】

⑥第6期実践計画【6年間】

昭和60年度~平成01年度 平成05年度~平成14年度 平成18年度~平成22年度 平成23年度~平成27年度 平成30年度~令和05年度

令和06年度~令和11年度





編 集 社会福祉法人 蘭越町社会福祉協議会

発 行 令和6年4月

7048-1301

北海道磯谷郡蘭越町蘭越町8番地2蘭越町ふれあいプラザ21内

電話番号: 0136-57-5203 F A X: 0136-57-5993

蘭越町社協ホームページ



https://www.rankoshi-shakyo.jp (PC・携帯でご覧いただけます)